

八千代市水道事業布設工事監督員の職務に関する要領

平成17年11月22日制定

水経第272号

(趣旨)

第1条 この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により工事の施行に関する技術的な監督業務を行う者の業務について必要な事項を定めるものとする。

(布設工事監督員)

第2条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成24年八千代市条例第35号）第3条に規定する資格を有する者の中からあらかじめその職員を布設工事監督者に任命する。

2 管理者は、水道の布設工事の施工について、請負者又は現場代理人（以下「請負者等」という。）を指示監督する者を指名するときは、前項の布設工事監督者（以下「監督員」という。）の中から指名するものとする。

3 管理者は、前項の監督員を指名したときは、書面をもってその指名を請負者等に通知しなければならない。

(監督員の職務)

第3条 監督員は、水道法及び関係法令を遵守し、次の各号に掲げる職務を遂行するものとする。

- (1) 契約の履行について、請負者に対する必要な指示、承諾又は協議
- (2) 契約図書に基づく工事の施行のための詳細図等の作成及び交付又は承諾
- (3) 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施行状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査
- (4) 衛生上の措置
- (5) 請負者等が作成した前各号の図書の承諾
- (6) その他工事の施行上必要な事項

第4条 この要領は、水道の布設工事以外の水道施設工事等についても準ずるものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年経企第1196号）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年経企第909号）

この要領は、制定の日から施行する。（注：制定の日は、平成30年12月4日）